令和８年（フ）第１５９号
群馬県館林市足次町1210番地の２　大原ハイツ一216
債務者　杉本　秀彦
1　決定年月日時　令和８年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第２３０号
相模原市緑区中野1384番地４　ふれあいの家Ⅱ
債務者　土山　　蓮
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４７９号
相模原市中央区矢部４丁目９番４号　メゾン飯島204号室
債務者　田口　　茜
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２８号
京都府舞鶴市亀岩町58番地の２
債務者　安永　竜二
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２２４号
大阪府富田林市清水町３番11一505号
債務者　吉田　英司
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６６２号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目３番29一403号
債務者　加藤　匠吾
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７２５号
大阪府藤井寺市東藤井寺町８番３一101号
債務者　辻村　清司
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３３号
大阪府藤井寺市小山９丁目４番38一302号
債務者　小倉　伊織
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３４号
大阪府藤井寺市小山９丁目４番38一302号
債務者　小倉真穂華（旧姓西田）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４４号
大阪府柏原市法善寺２丁目10番30号　フジパレス戸建賃貸法善寺11号
債務者　向井　一樹
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７４８号
大阪府富田林市寿町三丁目４番16号
債務者　岩田　耕典
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７６３号
堺市堺区錦綾町３丁３番11一502号
債務者　福留瑠輝人
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７７４号
大阪府河内長野市栄町19番12号、前住所堺市中区大野芝町321番地　ベルメゾン302
債務者　道端　史暉
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７８８号
堺市東区日置荘北町２丁18番５一102号
債務者　中川　良子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１５号
堺市北区南花田町540番地１　ベルデメゾンB一102号
債務者　平川　まき
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８１９号
大阪府松原市岡４丁目10番22号、前住所大阪市東住吉区杭全２丁目５番１号
債務者　勝　　早苗
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第８２１号
堺市美原区南余部西２丁目１番４一501号
債務者　亀田てるみ
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係